

## 東広島市農業委員会令和4年8月（第8回）総会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月29日(月) 午前10時00分から10時33分まで
- 2 開催場所 東広島市役所北館2階 201会議室
- 3 出席委員 20人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水壽昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	6	小倉亜紗美
7	岡土居正弘	8	古本啓之	9	大月みどり
11	黒川克輝	12	荒谷義憲	13	住井正美
15	原茂正	16	吉高信夫	18	在間輝昭
19	仲伏英雄	20	杉本源藏	22	高尾昭臣
23	古川みどり	24	土井浩文		

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
10	岡本義則	17	長原毅	21	脇坂俊之

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 1番 三見昌嗣 委員 2番 木原省五 委員

- 7 次第

(1) 開会

(2) 議事録署名者指名

(3) 会期の決定

(4) 議案

議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 27 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 28 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己
局長補佐	大 下 宏 治
局長補佐	定 井 芳 紀
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主任	豊 田 宏
農地保全係一般事務員	西 田 直 子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査 崎 里 恵

議 長	<p>それでは、これより8月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をいたします。</p> <p>在任委員数23人中19人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、1番の三見委員さん、2番木原委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和4年8月29日、1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和4年8月29日、1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市長から意見を求められているため、計画内容については農林水産課より説明していただき、個々の内容の質問については農業委員会へ事務委任されているため、事務局から答弁をいたします。</p> <p>それでは、農林水産課から説明をいたします。</p>
崎 里 主 査	<p>私からは、総会議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定と所有権の移転に係るもので、貸借権設定は22件、総面積は64,104.0㎡となっております。所有権の移転は1件で、面積は5,523.0㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、9月5日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言してください。</p>
住 井 委 員	<p>13番、住井です。7の17、迷っとるんじゃない。開始と終期、3か月。初めが9月5日で、終わりが令和4年12月31日。</p>
合 原 主 査	<p>今、私の手元に利用権設定申出書兼農用地利用集積計画書原本ございまして、改めて確認しましたところ、終期は2022年12月31日と。</p>
住 井 委 員	<p>間違いじゃろ。</p>
合 原 主 査	<p>いいえ、このとおりでございます。</p>
住 井 委 員	<p>3か月、たった。</p>
合 原 主 査	<p>はい。この分については土地の所有者からも連絡ございまして、耕作する方とも私お会いしたこともありますし、こういつて聞き取っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>そのほかにもございませんか。</p>
住 井 委 員	<p>ちょっと待って。</p> <p>ほんでもう一個、自作地いうが面積が書いてないけど、これ持っていない人が経営していて、自作地って借りるばかりで、ほいで自作地書かにやいけんのんじゃないん。</p>
合 原 主 査	<p>何番でございますか。</p>
住 井 委 員	<p>これ、抜けたのがあるが。</p>
合 原 主 査	<p>自作地がない、記載がないのは、所有地がない、そしてこれまでに借り入れた土地がない方です。新規です、いわゆる。</p>
住 井 委 員	<p>そげえなことはなかろう。持ってなあことなかろう。</p>

合原主査	いわゆる表のところですけど、経営、自作、借入れ、貸付けとありまして、経営というのがいわゆる自作、借入れの合計したものです。
住井委員	それが自作に入るということ。
合原主査	自作であれば、例えば所有が1,000㎡、貸付け300㎡ありましたら、自作700、貸付300と記載、経営は700となります。
住井委員	そう、すごく分かりづらい。はいはい。
議長	ほかにはございませんか。
	< なし >
議長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 農林水産課の崎里さん、ありがとうございました。退席をお願いします。
	< 崎里主査、退室 >
議長	次に、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主任	それでは、総会議案の2ページをご覧ください。 議案第46号についてご説明いたします。 今月は8件の申請がありました。内訳は4ページに記載のとおりでございます。 内容については、座って説明させていただきます。 105-1、106-2につきましては関連していますので、一括でご説明をさせていただきます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、107-3でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、108-4でございます。 経営地隣で耕作便利のため、既に耕作中の申請地について所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、109-5でございます。 福祉事業の拡大のため、所有権を移転するものです。本案件は、農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとするものであり、農地法第3条の不許可の例外に該当するものとして、農地法施行令第2条第1項第1号ハに、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地または採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることと規定されており、これに該当しております。譲受人は社会福祉法人であり、地域社会の福祉の増進と障害者の自立支援を図ることを目的として設立されています。社会福祉サービス事業の業務を行うため、本申請地を取得しようとするものでございます。譲受人の労働力として1人ほどの職員がおり、1日平均2名ほどの利用者が営農に当たる予定でございます。 続いて、110-6でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、111-7でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。

豊田主任	<p>続いて、112-8でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>以上、8件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当の委員さんから補足説明等がございましたらお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見がございましたらご発言をお願いします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご意見がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。</p> <p>次の議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大下局長補佐	<p>議案の5ページをお願いいたします。</p> <p>議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>まず、申請番号29-1は、●●における住宅敷地及び墓地への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の西に位置する小集団の第2種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。申請人の墓地は現在山中にあり、管理が困難であることから、自宅の隣地に移設することとし、転用許可申請をされたものでございます。また、今回の申請に当たり、昭和50年代に建築した自宅敷地が農地の一部に入っていることが判明したため、自宅敷地への転用許可申請も同時に提出されたものでございます。</p> <p>このように申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなく、墓地が設置されておりました。無許可の転用であったことから、こちら、先ほど自宅敷地部分、こちらです。これが農地に入っている部分で、ここも入っております。この自宅敷地の転用とともに始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。</p> <p>続きまして、申請番号30-2は、●●における太陽光発電設備への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●から東に約400mに位置する小集団の第2種農地で、申請人は同地区にお住まいの方でございます。申請人は、平成26年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用し、農地法の許可を得ることなく、自ら申請地に太陽光発電設備を設置し、運営を行ってきました。このたび申請地の相続が発生し、農地法の手続をしていないことが判明し、このたび転用許可申請を提出されたものでございます。これも事後の申請となりましたことから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。</p> <p>最後に、申請番号31-3は、●●における農地改良のための一時転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の南約400mに位置する農用地区域内の農地で、申請人は昨年1月に農地法第3条による許可を得て、新規就農により申請地を取得された方でございます。会社員をしながら新たに取得した3,800㎡余りの農地を耕作することは思った以上に大変で、現在管理も十分に行き届いていないことから、このたび市内の建設残土を搬入して畑に改良し、比較的管理が容易であるとされるブルーベリーなどを栽培するため、一時転用許可申請をされたものでございます。この申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であり、本件は農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが</p>

大 下 局 長 補 佐	<p>ないと認められることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、農振農用地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号31-3を意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当地区の委員より必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見ございましたら発言をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」、31-3については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本会議において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」、31-3については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和 田 主 査	<p>それでは、総会議案の7ページをご覧ください。</p> <p>議案第48号について説明いたします。</p> <p>今月は9件の申請がありました。内訳については、総会議案の9ページをご覧ください。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、119-1について説明します。</p> <p>資材置場及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第3種農地です。受人は●●に本店を置き、土木建築工事の設計、施工を営む会社です。現在使用している資材置場について、車両、工事用資材の増加に伴い手狭であるため、本申請地を資材置場として転用しようとするものです。</p> <p>続いて、120-2について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置く建設業及び再生エネルギーによる発電及び売電事業を営む法人です。このたび太陽光発電事業のための資材置場、太陽光パネル等を仮置きをされるものです。また、宅地造成工事のための砕石置場にするため、本申請地を転用しようとするものです。申請地には許可を得ることなく墓地を設置されており、譲渡人から始末書の添付の上、本申請をされています。なお、墓地につきましては、この転用計画に伴い、登記地目山林となっている近隣の土地へ移転される予定でございます。宅地造成の許可申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、121-3、122-4は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>老人福祉施設及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、介護保険法に基づく地域密着型サービス事業のほか、介護、障害福祉サービス業を営む会社です。このたび東広島市介護保険事業計画により整備予定の地域密着型サービス事業運営事業者の公募により選定された看護小規模多機能型居宅介護ほか、老人福祉施設の複合施設を建設するため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請については担当部局に提出済みです。また、農振農用地からは令和4年3月8日付で除</p>

和田 主査	<p>外済みです。</p> <p>続いて、123-5について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。受人は●●に居住されています。このたび妻の父の所有する本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請については担当部局に提出されています。</p> <p>続いて、124-6について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、125-7から127-9は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>3件とも太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、それぞれ小集団の第2種農地となっております。125-7は、●●との市境にほど近く、●●の北東に位置しております。126-8は、●●の東に位置しております。127-9は、●●の南に位置する第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものでございます。</p> <p>以上、説明しました9件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、124-6を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんで必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですね。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、124-6については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、124-6については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、日程第4、報告に入ります。</p> <p>報告第26号から報告第28号について、事務局の説明を求めます。</p>
本 越 局 長	<p>資料の報告をいたします。今日はちょっと都合により私が説明させていただきます。</p> <p>報告第26号から報告第28号につきましては、農業委員会事務局規程の第7条の規定により事務局において専決処分をさせていただきました。そのうち、報告第26号と報告第27号の概略を報告させていただきます。</p> <p>報告1ページをご覧ください。</p> <p>報告第26号でございます。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページと3ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は6件を受理しております。</p>

本越局長	<p>す。内容についてはご覧ください。  続きまして、4ページでございます。  報告第27号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>5ページ、6ページをご覧ください。  今月分は12件ございました。内容につきましては、ご覧いただければと思います。  私からは以上です。</p>
定井局長補佐	<p>それでは、私からは報告第28号についてご説明申し上げます。  本件も事務局規程に基づき、専決処分をしたものでございます。  座って説明をさせていただきます。  報告事項の7ページからとなります。</p> <p>これは、農地利用状況調査にて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただきました農地につきまして、改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回も高屋東の農地につきまして、9ページの下に掲載しておりますように田19筆、畑7筆、合計26筆を非農地として判断するものでございます。  説明は以上でございます。</p>
議長	<p>次に、日程第5のその他に入ります。  何かございませんでしょうか。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようでしたら、委員の皆様には長時間にわたりまして審議、誠にご苦労さまでした。  それでは、大月職務代理者から次回の総会についての報告をお願いいたします。</p>
大月会長職務代理	<p>失礼いたします。  次回9月総会は、9月29日木曜日10時より市役所本館3階303会議室にて予定しております。開催場所がなかなか定まらない状況ではありますが、皆さん、お間違いのないようお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  以上で8月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長) 1番 三見 昌嗣 委員 2番 木原 省五 委員